

2026年8月13日

各位

会社名 Trailhead Global Holdings株式会社
代表者名 代表取締役社長 高田 十光
(コード：3358、東証スタンダード)
問合せ先 取締役 西田 直樹
TEL 050-5785-8445

**台湾における合弁会社の設立及び事業の譲受けに関する
基本合意書締結のお知らせ**

当社は、2026年8月13日開催の取締役会において、台湾においてラーメン店を運営する事業者（以下「相手方」といいます。）との間で、台湾における合弁会社の設立及び相手方が営む事業の譲受けに関する基本合意書を締結することを決議し、同日付で本基本合意書を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 基本合意の理由

当社グループは、中期的な成長戦略として、国内における多ブランド展開と並行し、当社グループが保有するラーメンブランド及び製麺機能を軸としたアジア地域への展開を進めております。

台湾は、日本式ラーメンに対する需要が定着した成熟市場であり、当社グループの製品及び店舗運営ノウハウとの親和性が高い市場であると認識しております。また、既存の事業基盤を譲り受ける手法は、新規出店による市場参入と比較して、立上げ期間及び初期投資の抑制の観点から有効であると判断いたしました。

あわせて、相手方に合弁会社の持分の一部を保有していただくとともに、現地の運営責任者として継続的に経営に関与していただくことにより、店舗運営ノウハウ及び従業員の定着を図る方針であります。

以上の理由から、本基本合意書を締結することといたしました。

2. 基本合意の概要

(1) 基本合意書の内容

取引の概要	当社が台湾に合弁会社を設立し、当該合弁会社が相手方の営む事業（店舗2店舗、セントラルキッチン、商標その他の資産、契約上の地位及び従業員）を譲り受けます。
出資比率	当社 80%、相手方 20%
譲受価額	対象事業の企業価値を 16 百万円とすることを前提として協議を継続することで合意しております。 ただし、譲受価額に関する条項は法的拘束力を有しておらず、デューデリジェンスの結果その他の事情により変更される可能性があります。
法的拘束力	本基本合意書のうち、独占交渉義務、秘密保持、競業避止、公表、費用負担、有効期間、準拠法及び紛争解決に関する条項は法的拘束力を有します。それ以外の条項（取引の概要、出資比率及び譲受価額を含みます。）は、現時点における両当事者の意向を確認するものであり、法的拘束力を有しておりません。
前提条件	デューデリジェンスの結果が当社にとって満足すべきものであること、当社取締役会の承認、台湾の所轄官庁による外国人投資の許可等の取得、賃貸人の同意の取得、営業に必要な許認可の取得及び最終契約の締結その他の条件が充足されることを前提としております。

（2）合弁会社の概要

名称	未定（THG Taiwan Co., Ltd.（仮称））
所在地	台湾
代表者の役職・氏名	未定
事業内容	飲食店の経営及び食品の製造
資本金	未定
設立年月日	未定
決算期	年1回3月（予定）
純資産	未定
総資産	未定
出資比率	当社：80%、相手方：20%

（注）本表の内容は本基本合意書に基づく現時点の想定であり、最終契約において変更される可能性があります。

3. 基本合意の相手先の概要

相手方は、台湾において飲食店2店舗及びセントラルキッチンを運営する個人事業主であり、氏名その他の詳細は相手方の希望により開示は差し控えさせていただきます。

なお、現時点において、当社と相手方との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はなく、当社の関連当事者には該当いたしません。

4. 日 程

今後、デューデリジェンスの実施及び相手方との最終契約の締結、台湾現地における許認可等の取得の上、合弁会社の設立や事業譲受を2027年3月期以内を目標として進めてまいります。

5. 今後の見通し

本基本合意書の締結が当社の2027年3月期連結業績に与える影響は軽微であります。

本基本合意書は、上記「3. 基本合意の相手先の概要」に記載のとおり、その主要な条項について法的拘束力を有しておらず、今後の協議及びデューデリジェンスの結果等により、本取引の内容が変更され、又は本取引が実行されない可能性があります。

今後、最終契約の締結その他開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以 上